

■幅杭設置等説明会の概要

- 【開催期間】平成25年9月12日(木)～10月1日(火)
上記期間において8回開催
- 【開催場所】市立豊田小学校、各地区センター、公民館ほか
- 【参加者】のべ約200人(行政関係者を除く)
- 【開催日時と地区】

| 開催日 | 開催地区 |
|-----------------|-----------|
| 9月12日(木) | 三上町内説明会 |
| 9月17日(火) | 飯野町内説明会 |
| 9月18日(水) | 小西町内説明会 |
| 9月24日(火)・25日(水) | 豊田地区全体説明会 |
| 9月26日(木)・30日(月) | 新屋地区全体説明会 |
| 10月1日(火) | 新屋町内説明会 |

■説明会での質問・回答の一部をご紹介します

Q1. 用地幅杭について10月以降のたいのスケジュールを知りたい。

A1. 用地幅杭の設置は、年内完了を予定しています。その後、早い地区で平成26年1月から用地測量・建物調査を実施させていただく予定です。

Q2. 用地幅杭を打つときは立ち会いが必要か。

A2. 立ち会いは必要ありません。日程の調整のため、測量業者から皆様へご連絡させていただいた後、作業させていただきます。来年予定している用地測量・建物調査の際には立ち会いをお願い致します。

Q3. 春や秋の田おこしに杭は邪魔になる。

A3. 事前に田おこしの時期をお知らせ頂ければ、幅杭設置時期を調整します。また、幅杭の位置は測量データで管理しているため、支障があれば抜いて頂いて結構ですし、連絡頂ければこちら(国土交通省)で撤去します。

本号では、用地幅杭設置等説明会の開催状況と来年予定している用地測量や建物調査についてご紹介いたします。

なお、現在は事業区間の用地幅杭設置を行っていません。引き続きご協力をお願いします。

平成25年9月12日から10月1日にかけて、沿線の小学校、地区センターや公民館にて、用地幅杭設置等説明会を開催し、全8回の説明会にのべ約200人の皆様に参加いただきました。

説明会では、地区の課題や整備効果、道路の使われ方の変化、用地幅杭設置、用地補償のあらまし、今後のスケジュール等の説明を行いました。

参加した皆様から左記の質問等をいただきました。

用地幅杭設置等説明会を開催しました！

国道8号豊田新屋立体

豊田新屋ニュースレター

第2号

発行・お問い合わせ先

国土交通省
富山河川国道事務所
調査第二課・用地第二課
〒930-8537
富山市奥田新町2番1号
TEL 076-443-4701(代表)
FAX 076-443-4703

富山市役所
建設部 建設政策課
〒930-8510
富山市新桜町7-38
TEL 076-443-2220(直通)
FAX 076-443-2187



開催状況 (豊田小学校)



用地補償など
新しい話も聞けたね



開催状況 (針原地区センター)



夜分にお仕事でお疲れのところ、ご参加ありがとうございました

『国道8号豊田新屋相談窓口』を平成26年1月9日(木)より開設します

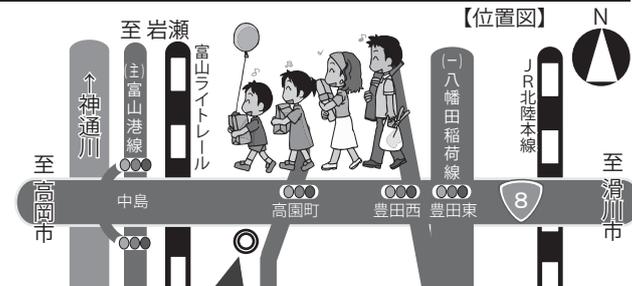
豊田新屋立体事業について疑問・質問を持ちつつも「説明会では聞きづらい」「役所に電話しづらい・行きづらい」といった方々はいらっしゃいませんか？

地域の方々と直接お会いして気軽に質問や相談をして頂ける場として「国道8号豊田新屋相談窓口」を開設します。

国土交通省職員(計画担当・用地担当)がご説明いたしますので、週一回ではございますが、ぜひお気軽にお越しください。

平成26年1月9日(木)より開設

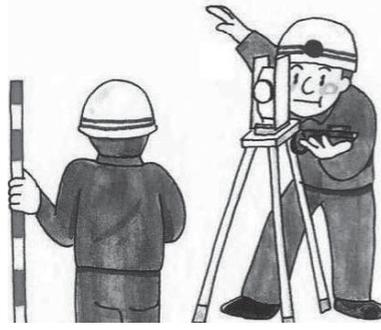
- 【場所】アルビス豊田店(旧新鮮市場)様の1階
- 【アクセス】国道8号高園町交差点を南に入りすぐ
- 【日時】毎週木曜日 10時～19時
(年末年始・祝日は休館)



用地測量

土地は、登記された地目、面積にかかわらず、現況の地目(現況地目)、実際の面積(実測面積)でお譲りいただくことになりますので、現地で測量を行い、土地の現況や実際の面積を調査させていただきます。

この時、所有者・権利者や隣接地の所有者などの方に立ち会っていただき、土地の境界を確認させていただきます。



建物調査

お譲りいただく土地にある建物、工作物、立木などは皆様に移転していただくこととなります。

この移転に必要な費用(補償額)を算定するために、建物、工作物、立木などを詳しく調査させていただきます。



いろいろな調査をするんだね



来年は用地測量・建物調査等を実施

来年からは用地測量と建物調査を予定しています。これらは皆様からお譲りいただく土地の面積、移転をお願いしたい建物や工作物の種類や数量など

を詳しく調査するものです。この調査をもとに皆様への補償金を算定いたしますのでご協力をお願いします。

その他の調査

借地や借家されている方については、その方と所有者の方から権利関係などについて確認させていただきます。また、必要に応じて、営業内容などの調査や家族数、動産の数量などを調査させていただきます。



ご協力のほどよろしくお願い致します。

用地測量・建物調査に関するQ & Aコーナー

Q1. 建物移転先は国土交通省が探してくれるのですか？

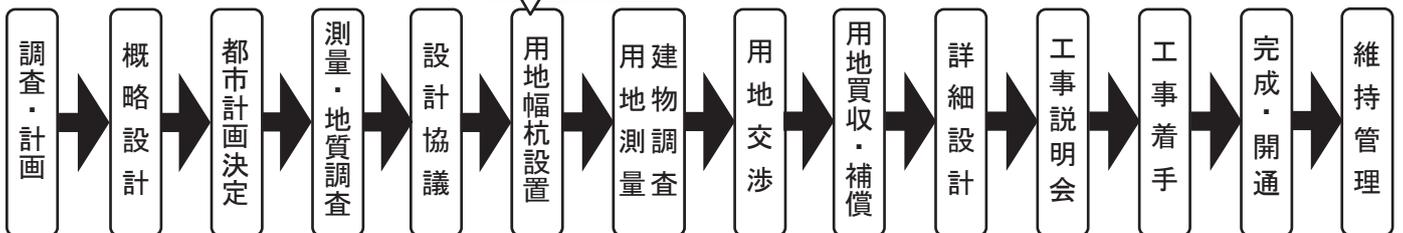
A1. 移転先のご要望をお聞きしたときには、できる限りの情報提供を行います。しかし、移転先は希望の場所や形状、面積、価格など、それぞれのご意向やご事情などが異なりますし、また、私どもが売り払い目的の不動産を所有していない事情もあり、皆様方にも情報収集をお願いしています。

Q2. 商売上の都合で土地に抵当権を設定しているのですが、そのままでもいいですか？

A2. お譲り頂く土地に抵当権などが設定されているときは、皆様に抹消登記して頂くことになります。なお、設定されている土地の一部をお譲り頂く場合などでかつ金融機関の了解を得られる場合にはお譲り頂く部分のみを抹消する方法もございますので、詳細は用地第二課にご相談下さい。

■事業の流れ

今はここです



【問い合わせ先】

国道8号豊田新屋立体事業に関しては下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

- 事業の計画・設計について 富山河川国道事務所 調査第二課 TEL 076-443-4717 (直通)
- 用地測量・建物調査について 富山河川国道事務所 用地第二課 TEL 076-443-4707 (直通)
- 事業に伴う市道等の計画について 富山市役所 建設部 建設政策課 TEL 076-443-2220 (直通)